

1 新しい仕組みづくりの背景

① 多様化する事務事業の円滑な遂行への対応

- 民生委員から、平時の間に災害時要援護者の情報(住所、障害の程度等)を入手し、南海トラフ地震発生時に迅速な対応等を行いたいが、「個人情報保護」という壁により、行政機関から入手できないとの声がある。
- 本来、個人情報の収集及び提供等が可能であるにもかかわらず、個人情報保護の観点から職員が過剰に反応し、収集等を躊躇するなど、多様化する事務事業の遂行に少なからず影響が及んでいるのではないかと懸念されている。

② 個人情報保護法や行政機関個人情報保護法との整合性への対応

- 思想、信条等、取り扱いに配慮を要する情報、いわゆる要配慮個人情報の取り扱いについて
 - ・ **個人情報保護法**
本人同意がある場合や、人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって本人同意を得ることが困難であるときなどには収集可能
 - ・ **行政機関個人情報保護法**
収集について厳格な規制はなく、他の個人情報と同じ取り扱い(本人から収集する場合に利用目的を通知)
 - ・ **高知県個人情報保護条例**
原則として本人の同意があっても収集できず、法令等に定めがある場合や個人情報保護制度委員会の意見を聴いた場合等に限って収集可能とするなど、国よりも厳格な取り扱いを行っている。

③ 市町村政との円滑な連携

- 県と市町村が円滑に事業を推進していくうえで、個人情報の取り扱いについて、同一的な対応が望まれる。このため、先行的に県の個人情報保護条例を改正し、市町村の個人情報保護条例の改正を促すことが必要

2 新しい仕組みづくりの基本的な考え方

県が保有する個人情報の厳格な管理を前提に、以下の方針に沿って、県の政策を確実かつ着実に進めていけるように、高知県個人情報保護条例を抜本的に改正する。

- ① 県民や職員にとってわかりやすい条例とすること
- ② 県民のサービス向上のために、事務事業が円滑に遂行できるような取扱いとすること(時代に応じた柔軟な対応)
- ③ 一定の制限を残しつつ、これまでの個人情報保護制度委員会の答申等を踏まえて例外規定を拡充すること(法律との整合性)
- ④ まずは、先行的に県が条例を改正し、その後、市町村に県と同様の改正等を促していくこと(市町村との同一的な対応)

3 事務事業への影響の実態調査結果(他県の条例の状況等を含む)を踏まえた検討の方向性

(1) 個人情報の収集

現行条例での規定

本人からの収集が原則

(例外規定)

- ・本人の同意があるとき
- ・法令等に基づくとき
- ・出版・報道等により公にされているとき
- ・生命、財産の保護等、緊急かつやむを得ないとき
- ・他の実施機関から収集するとき
- ・犯罪の予防等のために収集するとき
- ・個人情報保護制度委員会の意見聴取

全庁からの意見の総括

- 事業実施に必要な要支援者や資格者、事故等の情報など、本人からの同意を得られないため、業務の円滑な運営に支障が出ている。
- (例)
- ・支援者開拓に向けた有資格者情報の収集(市町村)
 - ・中卒で進路未定者の情報の収集(市町村)
 - ・道路設備損傷した場合の加害者の情報の収集(警察)
 - ・民生・児童委員の名簿の収集(市町村)
 - ・所在不明の債務者の税外未収金の徴収に関する情報の収集(家族、近隣住民等)
 - ・状況の確認ができない障害者に対する支援の方針・計画作成時の本人の情報の収集(保護者、医療機関等)

他県での条例で高知県で規定されていない例外規定

- ・国・他の自治体からの収集するとき
- ・所在不明等により本人から収集できないとき
- ・本人収集等により支障が生じるとき
- ・所掌事務範囲内で内部利用するとき
- ・暴力団員の関与を排除し、予防するとき
- ・専ら統計の作成又は学術研究の目的のとき
- ・本人以外のものから収集することにつき、相当の理由がある場合であって、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき

検討の方向性

- ・「全庁からの意見の総括」にもあるように、事務事業の遂行上、他の地方公共団体(市町村、警察等)から、必要な情報の収集に支障をきたしている事例もあるため、その解消に向け、新たに①の例外規定を追加することとしてはどうか。
- ・税外未収金を回収するための所在不明の債務者情報や状況判断ができない知的及び精神障害者に対する支援方針や計画を作成するための必要な情報については、本人以外の家族等から収集するしか方法がないため、新たに②を例外規定に追加することとしてはどうか。
- ②については、所在不明に加え、認知症、知的及び精神の障害等により状況判断ができない場合は、その状況に応じ、その都度に判断することが望ましいため、対象となる事務は限定せずに条例に明記することとしてはどうか。
- ・これまで個人情報保護制度委員会で承認された事例のように、本人から収集できるにも関わらず、叙勲の選考等、本人よりも本人以外の者から情報を収集した方が客観性、正確性を確保することが合理的と判断される事例については、③のとおり、明確化を図る方向で、規則に限定列挙することとしてはどうか。
- ③については、本人から収集は可能だが、客観性、正確性を担保するために、本人以外の者から収集できるよう、制度委員会で認められた事例に限り、規則に限定列挙という形で明記することとしてはどうか。
- ・右記の①～③の規定を盛り込むことで、市町村政との連携や本人に特別な事情がある場合にも柔軟に対応することができるようになり、「全庁からの意見の総括」に記載されている情報を収集することができ、円滑な事務事業の遂行が可能となるのではないかと。

検討案

個人情報の収集の例外規定に、以下の規定を追加

- ① 国、独立行政法人、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から収集する場合で、事務又は事業の遂行上必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当な理由があるとき
- ② 所在不明、認知症、知的障害、精神障害等により、本人自らが判断できない状態にあるなど、本人から収集することができないとき
- ③ 事務の性質上本人から収集した場合に、客観性、正確性を確保することが難しく、又は、本人以外の者から収集することが合理的と判断され、当該事務事業の公正かつ円滑な実施に不可欠なもので、実施機関が定めるもの

(規則に規定)

- (ア) 栄典、表彰等に関する事務
- (イ) 各種委員等の選任又は推薦に関する事務
- (ウ) 補助金交付に関する事務
- (エ) 病院、保健所等の機関における診察、疾病の予防等に関する事務
- (オ) 各種申請又は届出等に関する事務
- (カ) 争訟、評価、指導、相談等に関する事務
- (キ) 税外未収金に関する事務

(2) 要配慮個人情報の収集

現行条例での規定

原則収集禁止

(例外規定)

- ・法令に定めがあるとき(法令等に収集を明記)
- ・犯罪予防等のために収集するとき
- ・個人情報保護制度委員会の意見聴取

全庁からの意見の総括

- 法令等に収集規定がなく、根拠法令等がなく、国からの通知や要綱等を根拠にしているため、税外未収金の未収原因の調査や施設・各種サービスのために必要な要配慮個人情報の収集に支障が出てくる。

(例)

- ・障害者等が住宅改修をする際の障害の程度の収集
- ・減免等を行う際に生活保護の受給の有無の収集
- ・医療の専門家(保健師等)でない職員による避難所等での避難者の情報(病歴、障害の程度等)
- ・特殊詐欺等からの被害を防ぐため、親族等から相談があった場合、本人の病歴(認知症等)の情報の収集

他県での条例で高知県で規定されていない例外規定

- ・法令等に基づくとき
- ・個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないとき
- ・所掌事務を遂行するために必要かつ欠くことができないとき
- ・本人の同意があるとき
- ・出版、報道等により公にされているとき

検討の方向性

- ・要配慮個人情報であっても、生命や身体の保護のために緊急かつやむを得ない場合、例えば、災害発生時に避難所で医療の専門家(保健師等)でない職員が、避難者の病歴や障害の程度を医療の専門家へ速やかに伝達ができなければ、迅速な救援活動に支障が生じることはないか。
- ・また、消費生活センターで、今まさに特殊詐欺等ではないかと心配される方からの相談時に、その方の財産を保護するため、認知症や病歴などを本人や家族等から収集することは、生命や身体の保護と同様の取扱いとしてよいのではないか。
- ・上記の事例により、①を例外規定に追加することとしてはどうか。

- ・また、原則収集することはできないが、事務事業の遂行上、要配慮個人情報を収集しなければ、著しい支障が生じることが明らかな場合で職員が要配慮個人情報を収集することに躊躇することがないよう、これまでに個人情報保護制度委員会で承認を受けた事務に限って、明確化を図る方向で、②のとおり、規則に限定列挙することとしてはどうか。

- ・個人情報保護制度委員会で収集が承認されている「同和問題に関する事務」については、現在、特別対策から一般対策に移行しており、今後、新たに関係する情報を収集することはないため、限定列挙から除外してもよいのではないか。

検討案

要配慮個人情報の収集の例外規定に、以下の規定を追加

- ① 人の生命、身体または財産の保護のために緊急かつやむを得ないとき
- ② 事務事業の遂行上、要配慮個人情報を収集しなければ、著しい支障が生じることが明らかな場合で、実施機関が定めるもの

(規則に規定)

- (ア) 栄典、表彰等に関する事務
- (イ) 各種委員等の選任又は推薦に関する事務
- (ウ) 海外研修生等に関する事務
- (エ) 診察、疾病の予防に関する事務
- (オ) 職員や委員の任免に関する事務
- (カ) 同和問題に関する事務
- (キ) 公共事業の補償等に関する事務
- (ク) 県の債権管理に関する事務
- (ケ) 特定の疾患、障害等を持つ者に対して給付金、サービス給付等の支援を行うに当たり、支援の対象となる要件を確認する場合
- (コ) 児童、生徒等に対して給付金、サービス給付等の支援を行うに当たり、支援の対象となる要件を確認する場合

(3) 個人情報の利用・提供

現行条例での規定

事務の目的以外の目的のために実施機関内においての利用、実施機関以外への提供は禁止

(例外規定)

- ・本人の同意があるとき
- ・法令等に基づくとき
- ・出版、報道等により公にされているとき
- ・生命、財産の保護等、緊急かつやむを得ないとき
- ・犯罪の予防等のための利用・提供するとき
- ・個人情報保護制度委員会の意見聴取

全庁からの意見の総括

- 災害対策基本法の規定により、市町村は「避難行動要支援者名簿」を作成する義務があり、消防や民生委員等の避難支援関係者に名簿情報を提供するものとしているが、平時は本人の同意なしに提供することができず、災害時の迅速な対応に支障があることを懸念
- 市町村から自主防災組織への家屋の耐震化に関する情報の提供
- 虐待防止等の目的のため、市町村から民生委員や自治会長に対する地域の見守りに必要な情報の提供

他県での条例で高知県で規定されていない例外規定

- ・所掌事務の範囲内での内部利用・他の実施機関へ提供するとき
- ・国・他の自治体へ提供するとき
- ・統計・学術研究目的で提供するとき
- ・所在不明等により本人から同意を得られないとき
- ・個人情報を利用し、または提供することに相当の理由があり、かつ、当該利用または提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないとき

検討の方向性

- ・多くの都道府県でも規定されており、また、(1)の本人収集の例外規定にも追加することを検討している、国や他の自治体への提供を①のとおり、例外規定として追加することとしてはどうか。
- ・支援の必要な県民に、関係する機関や事業者が連携し、最大限の支援ができるように、法律及び他の自治体の条例の規定を参考に、②を例外規定に追加することとしてはどうか。(別紙参照)
- ・③のとおり、高知県個人情報保護制度委員会から承認を得ている個別の例外規定を包括した新たな例外規定を追加することとしてはどうか。
- ・市町村や関係機関等との情報共有の強化が図られ、政策を確実かつ着実に推進することができる環境を整備することができるのではないか。
- ・また、職員が個人情報を躊躇することなく、提供することができ、円滑な業務の遂行ができるのではないか。

※個人情報取扱事業者については、個人情報保護法第83条の規定により、その業務に関して取り扱った個人情報のデータベースを自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**に処せられる。

検討案

個人情報の利用・提供の例外規定に、以下の規定を追加

- ① 国・他の自治体、実施機関内部、他の実施機関に対し、事務事業の遂行上、必要な限度で提供し、かつ、提供することに相当な理由がある場合
- ② 公衆衛生の向上若しくは児童の健全な育成、又は災害等から人の生命等を保護するため、特に必要な個人情報に限り提供し、かつ提供することに相当な理由があり、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合で、提供先として実施機関が定めるもの

(規則に規定)

- (ア) 民生委員法に定める民生委員及び児童福祉法に定める児童委員
- (イ) 保護司法に定める保護司
- (ウ) 人権擁護委員法に定める人権擁護委員
- (エ) 社会福祉法に定める県及び市町村社会福祉協議会
- (オ) 特定非営利活動法人促進法に定める特定非営利活動法人
- (カ) 個人情報保護法第2条第5項に定める個人情報取扱事業者(自治会及び自主防災組織)
- (キ) 前号に掲げるもののほか、高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるもの

- ③ 事務事業の遂行上、個人情報を提供しなければ、著しい支障が生じることが明らかな場合で、実施機関が定めるもの

(規則に規定)

- (ア) 栄典や表彰等に関する事務
- (イ) 各種委員等の選任又は推薦に関する事務

避難行動要支援者名簿の利用・提供の取り扱い（災害対策基本法と条例）

○名簿の作成（法第 49 条の 10）

- ・市町村が保有する個人情報を名簿作成に利用可
例：福祉・医療部局⇒防災部局
- ・都道府県知事等への情報提供依頼可

○名簿情報の利用及び提供（法第 49 条の 11）

- ・名簿情報の避難支援等の実施に必要な限度で内部での目的外利用可（1 項）
例：防災部局⇒福祉・医療部局

・災害の発生に備えた取り扱い（2 項）

★本人同意：名簿情報の避難支援者等関係者への提供可（避難支援等の実施に必要な限度で地域防災計画の定めに基づく）

関係者の例示：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織他 ⇒ 具体は地域防災計画で定めること

★本人同意の例外：市町村の条例に特別の定めがある場合

（H25.6.21 付け通知 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（総括担当）、消防庁国民保護・防災部防災課長、厚生労働省社会・援護局総務課長）

①自治体条例で個人情報の外部提供を明文化すること

（具体的な事例）

○横浜市震災対策条例

- ・災害時要援護者（規則）：要介護 3 以上（一部 2 も含む。）、身体・知的障害、重度の視覚・聴覚・肢体不自由等
- ・個人情報提供先：自主防災組織及び規則で定めるものに事前提供可
- ・本人提供拒否：提供不可

○渋谷区震災対策総合条例

- ・災害時要援護者（規則）：単身世帯者で要介護 2 以上、身体・視覚・下肢・体幹障害 2 級以上）
- ・個人情報提供先：自主防災組織、消防団、消防署、警察署、民生委員、規則で定めるものに事前提供可
（規則⇒福祉施設管理者、地域包括支援センター管理者、安心見守りサポート協力員）
- ・建物の個別情報：倒壊危険度 7 の建物の情報を自主防災組織・規則で定めるものへの提供可

○神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例

- ・災害時要援護者（規則）：要介護 3 以上、身体・精神障害者、単身世帯 65 歳以上の世帯主、世帯員が全員 75 歳以上世帯等
- ・要援護者支援団体：防災福祉コミュニティ、ふれあいのまちづくり協議会、自治会、民生・児童委員協議会、消防団、地域自立支援協議会ほか
- ・推定同意方式：支援団体に提供することを前提に、本人の同意を得て収集し、提供する方式
（本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものと推定）

②個人情報保護条例の規定によること（制度委員会の意見を聞くこと）

（具体的な事例）

○滝川市、長万部町

※長万部町では現在個人情報の保護の徹底の観点から提供は行っていない。

・災害発生（おそれがある）した場合の取り扱い（第 3 項）

避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるとき、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報の避難支援者等関係者その他に者への提供可（本人同意不要）

○名簿情報の漏洩防止等（法第 49 条の 12）

- ・名簿提供者に名簿情報の漏洩防止のための必要な措置を要請（義務付け）
- ・避難行動要支援者及び第三者の権利保護のための必要な措置（努力義務）

○秘密保持義務（法第 49 条の 13）

- ・保持義務対象者⇒提供を受けた者若しくはその職員その他の避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者
- ・災対法には罰則規定はないが、他法令に基づく罰則あり
公務員 ⇒ 個人情報保護条例違反、地方公務員法（守秘義務）違反、国家賠償法に基づく賠償請求
公務員以外 ⇒ 個人情報保護法違反（個人情報取り扱い事業者）、民法の不法行為に基づく損害賠償請求、

【高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成 20 年 4 月 1 日施行）】

○自主防災組織の活動（第 35 条 2 項（6））

⇒要配慮者の把握

○要配慮者への啓発及び支援（第 37 条 3 項）

⇒支援者は、市町村と連携して、避難行動要支援者の避難誘導、救助、安否確認、医療面での対応、生活支援等の方法をあらかじめ定める努力義務

※支援者：近隣住民、自主防災組織その他地域団体、民生委員、障害者等の支援団体、医療関係事業者、介護関係事業者、福祉関係事業者等

○要配慮者の個人情報の適正な取扱い（第 38 条 3 項）

⇒支援者は提供を受けた情報について、「要配慮者に係る個人情報の保護に関する指針」に基づき適正に取り扱うこと

地域の見守り活動を推進するための個人情報の利用・提供の取り扱い（関連法と条例）

○児童福祉法

- ・見守り対象者：要保護児童等⇒要保護児童、要支援児童、保護者、特定妊婦（法第 25 条の 2 第 2 項）
- ・推進体制：地方公共団体が設置した「要保護児童対策地域協議会」（法第 25 条の 2 第 1 項）
- ・協議会の構成：
 - 具体例：県内 A 市の場合
 - 法務局、高知大学医学部付属病院、高知医療センター、高知県、高知県教育委員会、高知県警察、A 市、A 市教育委員会
 - 医師会、歯科医師会、学校法人、法人保育園、社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、市長が指定する者
- ・協議会の役割：適切な支援を図るために必要な情報の交換、支援の内容に関する協議
「必要な情報の交換」に個人情報が含まれると解される。
- ・秘密保持規定：法第 25 条の 5
- ・罰則規定：法第 61 条の 3 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金

○児童虐待の防止等に関する法律

- ・見守り対象者：児童（18 歳に満たない者）
- ・体制の整備：国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない（法第 4 条第 1 項）

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

- ・見守り対象者：高齢者（65 歳以上）
- ・推進体制：市町村、高齢者虐待対応協力者（法第 9 条）
高齢者虐待対応協力者⇒老人介護支援センター、地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等（法第 16 条）
- ・虐待防止対応：通報又は届け出が市町村にあったとき、対応協力者と対応協議（法第 9 条）

社会福祉協議会、NPO、老人クラブ、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所等

○障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

- ・見守り対象者：障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者（身体障害、知的障害、精神障害、その他の心身の機能障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの）
- ・推進体制：市町村、市町村障害者虐待対応協力者（法第 9 条）
市町村障害者虐待対応協力者⇒福祉事務所その他関係機関、民間団体等（法第 35 条）
- ・虐待防止対応：通報又は届け出が市町村にあったとき、対応協力者と対応協議（法第 9 条）

社会福祉協議会、知的障害者相談員、家族会、弁護士、社会福祉士、権利擁護団体等

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

- ・見守り対象者：配偶者から身体に対する暴力又は心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者（離婚後も含む。）（法第 1 条）
- ・連携協力体制：配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関
- ・保護対策：相互に連携を図りながら、協力して適切な保護を実施（法第 9 条）

民間シェルター、社会福祉協議会、民間支援団体、ひとり親家庭等就業・自立支援センター等

【地方公共団体の条例の例】

○中野区地域支え合い活動の推進に関する条例

- ・対象者：70 歳以上単身世帯者、75 歳以上の世帯者、身体・精神・知的障害者、区長が認めた児童・保護者
- ・個人情報提供先：地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定された地縁団体、民生委員、児童委員、警察署、消防署
- ・協定等の締結：個人情報の取り扱いに関する区と提供団体との協定締結を義務付け
- ・本人の不同意：地縁団体への提供不可
- ・本人の同意：身体・精神・知的障害者の情報提供は該当者の同意が必要
- ・保護者の申し出：区長が認めた児童・保護者の情報提供は保護者の申し出が必要
- ・提供先の責務等：地縁団体（名簿管理者及び名簿閲覧者を届け出）
⇒名簿管理者（事故防止、漏洩防止、目的外利用の禁止、罰則）、名簿閲覧者（漏洩防止、目的外利用の禁止）

○足立区孤立ゼロプロジェクト推進に関する条例

- ・対象者：親族や近隣との交流を形成できない状態又は生活に必要な支援が受けられない状態にある者
70 歳以上単身世帯者、75 歳以上の世帯者、身体・精神・知的障害者、その他区長が認めた者
- ・個人情報提供先：①寄り添い支援員（区長の認定）
②地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定された地縁団体、民生委員、警察署、消防署
- ・個人情報の内容：①住民情報
②住民名簿、要支援者名簿
- ・推定同意方式：本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものと推定
- ・提供先の責務等：地縁団体（名簿管理者及び名簿閲覧者を届け出）
⇒名簿管理者（事故防止、漏洩防止、目的外利用の禁止、罰則）、名簿閲覧者（漏洩防止、目的外利用の禁止）
寄り添い支援員（漏洩防止、目的外利用の禁止）

個人情報保護条例の改正(第二段階 県の事務事業の遂行上の課題対応)に向けたロードマップ

県の事務事業の遂行上の課題(個人情報の収集、利用や関係者への提供)の解決に向けた仕組みを検討

(1) 当初計画



(2) 変更計画案

